

# 「キモノ里親さがし」委託販売利用規約

竹ノ輪が運営する「キモノ里親さがし」（以下「当方」という）において行う委託販売（以下、「本委託販売」という）につき、以下のように定めます。

出品者（以下「ご利用者」）は「出品登録」の完了をもって本規約の内容をご承諾いただいたものとします。

## 第1条（本人確認）

1. 本委託販売をご利用いただくにあたり、古物営業法（第15条第1項）の定めにより、身分証明書（※）によるご本人確認をさせていただきます。

（※）身分証明書：生年月日、現住所が記載されているもの。有効期限内のもの。

- 運転免許証
- 健康保険証
- 旅券（パスポート）
- 国民年金手帳
- 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- 外国人登録証明書
- 住民票の写し、印鑑登録証明書（6ヶ月以内のものに限る）
- 学生証（学校教育法に規定する学校、専修学校または各種学校から発行されたもの）

身分証明書に記載されている住所と現住所が異なる場合には、公共料金等の領収書等で住所確認を行いますので、コピーをご用意ください。

2. 18歳未満の方は、本委託販売をご利用いただけません。
3. 出品登録の完了後、虚偽の内容による登録の発覚など、当方が本委託販売を受託することが困難と判断される状況が発生した場合、ご利用者に通知の上、出品登録を抹消させていただく場合があります。この場合すでに第8条に定める売買契約が成立している出品物（以下「商品」）がある場合、第9条に従い、商品代金の精算を行います。

## 第2条（委託販売）

1. ご利用者は商品の販売業務を当方に委託し、当方はこれを受託し販売業務代行ならびに代金回収を行います。ただし商品の販売を保証するものではありません。
2. 下記に該当する場合は本委託販売を受託できない場合があります。
  - a. カビ、また、広い範囲に再利用困難と判断されるシミ等が発生しているもの
  - b. 全体もしくは機能の一部が壊れており、修復また再利用が困難と判断されるもの
  - c. その他当方担当者が取り扱いの困難さを考慮し、販売が困難と判断したもの
3. 下記に該当する場合は本委託販売を受託できません。
  - a. 第三者の権利を侵害していると推定される商品（偽造品、盗難品等）
  - b. 法令により売買が禁止されている商品

## 第3条（商品の引き渡し方法）

1. 商品の当方への引き渡し方法はご利用者が以下の3つの方法より選択するものとしま

す。(古物営業法第14条第1項、第15条第2項)

- a. 住民票の写し等(「住民票の記載事項証明書」「戸籍謄本・戸籍抄本」「印鑑登録証明書」など市区町村の窓口で取った各証明書のこと)と共に当方の営業所への郵送
- b. ご利用者よりメールに添付して送られた各種証明書のコピーに記載のある住所と名前宛に商品の集荷を当方より宅配業者に依頼した引き渡し
- c. 各種証明書に記載のある住所へ当方が伺っての引き渡し(但し、東京都23区内、出品点数10点以上の場合のみ選択できるものとする)

引き渡しに掛かる交通費や送料等の費用はご利用者の負担とします。各詳細については、別紙「出品方法」に定める。

2. 商品の引き渡しの際に箱などにご利用者の所有物(現金、カード類、各種貴重品等)が入っていないようご注意ください。当方はこれらに関するご利用者の損害には一切責任を負いかねます。
3. 商品と一緒に引き渡された各種付属品(袋、箱、その他当方が商品の価値に直接かわらないと判断するもの)について、当方の判断により破棄した場合、ご利用者はこれに異議を述べないものとします。
4. 当方への商品引き渡し時に商品が破損していた場合もしくは当方が販売が困難と判断した商品は返却いたします。なお商品の破損などの原因がご利用者の責任によるもの(商品梱包が不十分な場合等)と考えられる場合は、当方では商品破損の責任は負いかねます。
5. 一旦当方に引き渡された商品を委託販売期間中に返却することは原則いたしかねます。ご利用者の事情により返却を行う場合は、手数料として商品1点につき500円(税込)をお支払いいただきます。また返却時の送料はご利用者にご負担ください。

#### 第4条 (販売価格の決定)

1. 出品者が商品引き渡し前に販売価格(税込)を決定する。
2. 出品者が販売価格を決定しない場合は
  - a. 商品の引き渡し後、当方は販売価格(税込)の評定を行い、ご利用者にその結果をお知らせします。ご利用者は当方からの連絡後、速やかに評定結果に対して同意もしくは異議の返答を行うものとします。
  - b. 販売価格(税込)は前項での評定結果をもとにご利用者と当方の合意のもと決定します。
  - c. 委託販売期間終了後の出品物の処理方法は、一律「譲渡」とします。
3. 販売価格の下限金額は100円(税込)、上限金額は50万円(税込)とし、販売価格が1,000円未満は100円単位、1,000円以上は500円単位とします。
4. 1回の出品予約において販売価格の合計が20,000円以上(初回のみ。追加出品の場合は、10,000円以上)からお預かりいたします。

#### 第5条 (販売価格が未決定の商品の取扱い)

商品の引き渡し日から1ヵ月以内にご利用者から当方の評定結果のお知らせに対する返答がない場合、ご利用者は所有権を放棄したものと見なし、所有権は当方に移転するものといたします。また当該商品の処理方法については当方に一任されたものと見なし、ご利用者は最終的な処理方法について異議を述べないものといたします。なおEメールにおいてドメイン

指定受信が設定されている場合、ご利用者に当方からのEメールによるお知らせが届かない場合があります。この場合はご利用者の責任となりますのでご注意ください。

## 第6条（販売方法）

商品の販売場所、販売方法は当方にて決定いたします。

## 第7条（委託販売期間）

委託販売期間は、下記の表のとおり定めます。

商品をお預かりした月	委託販売期間
1月、2月、3月	翌年3月まで
4月、5月、6月	翌年6月まで
7月、8月、9月	翌年9月まで
10月、11月、12月	翌年12月まで

## 第8条（売買契約の成立）

1. 当方は顧客との仲介者として顧客との売買契約を「キモノ里親さがし」会場において口頭により行います。
2. 商品の所有権は、顧客との売買契約が成立した時点でご利用者から当方に移転するものといたします。
3. 委託販売期間内に売買契約が成立しなかった商品において、ご利用者が第10条に定める宅配便での着払い配送による返却をご選択されたにもかかわらず、商品の受領が行われない場合は、ご利用者が所有権を放棄したものと見なし、所有権は当方に移転するものといたします。また当該商品の処理方法については当方に一任されたものと見なし、ご利用者は最終的な処理方法について異議を述べないものといたします。
4. 顧客との売買契約成立後の商品の返却には応じかねます。

## 第9条（商品代金の支払い）

1. 当方の販売手数料は販売価格（税込）に50% を乗じた金額といたします。
2. 当方は商品代金の精算を、1月、4月、7月、10月に先月末までに売れた分について「売上計算書」を作成して行い、ご利用者には販売金額（税込）から当方の販売手数料を差し引いた金額（以下「成約金」）を、精算月の翌月末日までに指定の銀行口座に振り込みます。
3. 累計成約金額10,000円以上が支払いの対象となります。累積制約金額が10,000円に満たない場合は、委託販売期間が終了するまでの間、次の精算月に繰り越します。
4. 成約金は、商品と共に郵送された住民票の写し等、もしくはご利用者よりメールに添付して送られた各種証明書のコピーに記載された本人名義の預金口座にのみ振り込みます。
5. ご登録の銀行口座は日本国内のご利用者のご本人名義の銀行口座のみとします。

6. ご利用者は銀行口座等、各種の登録事項に変更が生じた場合は速やかに当方まで連絡の上、変更手続きを行うものとします。なお変更手続きが行われなかった場合、成約金のお支払いができない、もしくは遅れる場合があります。

## 第10条（期限内に販売できなかった商品の処理）

委託販売期間内に販売できなかった商品の処分方法は次の2つとし、当方への商品の引き渡しの際にご利用者がいずれかを選択するものとします。なお商品の引き渡し後の処分方法の変更は原則いたしかねます。

1. 譲渡：ご利用者より無償で当方が引き取ります。商品の所有権はご利用者から当方へ移転するものといたします。
2. 返却：ご利用者の費用負担（宅配便での着払い配送）により商品を返却します。

## 第11条（商品管理）

1. 当方は本委託販売の商品について、破損、滅失のないように管理を行います。
2. 当方の責任により、商品を破損、滅失した場合は、顧客との売買契約が成立した場合と同様と見なし、第9条に定める方法にて商品代金をお支払いします。

## 第12条（盗難品の取扱）

商品について盗難品もしくはその疑いがあるもの等、第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、代理人費用を含めて、ご利用者の責任と負担においてこれを処理するものとします。

## 第13条（個人情報取扱）

以下の場合を除き、ご利用者の許可なくご利用者の個人情報を第三者に提供することはありません。

1. 古物営業法上の取引記録、本人確認、サービス利用のため
2. 当方からの商品・サービス等のお知らせのため
3. 古物営業法による警察からの正式な要請に応じた情報提供のため

## 第14条（不可抗力）

天変地異、法令の制定改廃、業務委託先の業務停止その他の不可抗力またはこれに準じた当方の責任に帰すことのできない事由により、本委託販売の履行が不能となり、ご利用者が損害を被っても、当方は何ら賠償の責任を負わないものとします。

## 第15条（規約の改定）

1. 当方は本規約について社会情勢の変化等に対応し、当方が相当と認める場合は、いつでもご利用者に許可なく、本規約を変更及び改定できるものとし、ご利用者は予めこれを承諾するものとします。
2. 本規約の変更及び改定は、当方ブログ、もしくはホームページ上に告知した時点で効力を生ずるものといたします。

## 第16条（裁判管轄）

ご利用者と当方の協議にもかかわらず、本委託販売に関連する一切の紛争について裁判によって解決を図る場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。

2015年8月1日 制定  
2015年9月17日 一部改定  
2015年10月14日 一部改定  
2015年11月27日 一部改定  
2016年1月22日 一部改定  
2016年1月26日 一部改定  
2016年3月24日 一部改定  
2016年4月12日 一部改定  
2016年5月23日 一部改定

古物商許可番号 竹村都貴 東京都公安委員会 第304361407794号  
営業所 東京都新宿区北新宿1丁目34番17号